

環 境 基 準 等

水 質 関 係

○人の健康の保護に関する環境基準

(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号 最終改正 平成 26 年 11 月 17 日環境省告示第 126 号)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カ ド ミ ウ ム	0.003mg/L 以下	日本工業規格(以下「規格」という。) K0102 の 55.2, 55.3 又は 55.4 に定める方法
全 シ ア ン	検出されないこと。	規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格 K0102 の 54 に定める方法
六 値 ク ロ ム	0.05mg/L 以下	規格 K0102 の 65.2 に定める方法(ただし、規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)
砒 素	0.01mg/L 以下	規格 K0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総 水 銀	0.0005mg/L 以下	告示付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	告示付表 2 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	告示付表 3 に掲げる方法
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四 塩 化 炭 素	0.002mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 3-ジクロロプロパン	0.002mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チ ウ ラ ム	0.006mg/L 以下	告示付表 4 に掲げる方法
シ マ ジ シ ン	0.003mg/L 以下	告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02mg/L 以下	告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベ ン ゼ ン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セ レ ベ ン	0.01mg/L 以下	規格 K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあっては規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 K0102 の 43.1 に定める方法
ふ つ 素	0.8mg/L 以下	規格 K0102 の 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 K0102 の 34.1 c) (注 ⁽⁶⁾ 第三文を除く。) に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。) 及び告示付表 6 に掲げる方法
ほ う 素	1mg/L 以下	規格 K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	告示付表 7 に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

(注) 昭和 46 年 12 月 環境庁告示第 59 号に定める測定方法に関する付表は省略する。

○地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号 最終改正 平成 26 年 11 月 17 日環境省告示第 127 号)

項目	基 準 値	測 定 方 法
カ ド ミ ウ ム	0.003mg/L 以下	日本工業規格(以下「規格」という。) K0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全 シ ア ン	検出されないこと。	規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格 K0102 の 54 に定める方法
六 億 ク ロ ム	0.05mg/L 以下	規格 K0102 の 65.2 に定める方法(ただし、規格 K0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)
砒 素	0.01mg/L 以下	規格 K0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総 水 銀	0.0005mg/L 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四 塩 化 炭 素	0.002mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	付表に掲げる方法
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあっては規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあっては規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 3-ジクロロプロパン	0.002mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チ ウ ラ ム	0.006mg/L 以下	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法
シ マ ジ シ	0.003mg/L 以下	公共用水域告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベ ン ゼ ン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セ レ ベ ン	0.01mg/L 以下	規格 K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあっては規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 K0102 の 43.1 に定める方法
ふ つ 素	0.8mg/L 以下	規格 K0102 の 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 K0102 の 34.1c) (注 ⁽⁶⁾ 第三文を除く。) に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。) 及び公共用水域告示付表 6 に掲げる方法
ほ う 素	1mg/L 以下	規格 K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表 7 に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(注) 公共用水域告示及び環境庁告示第 10 号に定める測定方法に関する付表は省略する。

○人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値

(平成5年3月8日付環境庁水質保全局長通知)

最終改正 平成21年11月30日環水大水発第091130004号・環水大土発第091130005号)

【公共用水域】

	項目名	指針値		項目名	指針値
1	クロロホルム	0.06mg/L 以下	14	フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/L 以下
2	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	15	イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L 以下
3	1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下	16	クロルニトロフェン (CNP)	-----*
4	p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下	17	トルエン	0.6mg/L 以下
5	イソキサチオン	0.008mg/L 以下	18	キシレン	0.4mg/L 以下
6	ダイアジノン	0.005mg/L 以下	19	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下
7	フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L 以下	20	ニッケル	-----*
8	イソプロチオラン	0.04mg/L 以下	21	モリブデン	0.07mg/L 以下
9	オキシン銅 (有機銅)	0.04mg/L 以下	22	アンチモン	0.02mg/L 以下
10	クロロタロニル (TPN)	0.05mg/L 以下	23	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
11	プロピザミド	0.008mg/L 以下	24	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
12	E P N	0.006mg/L 以下	25	全マンガン	0.2mg/L 以下
13	ジクロルボス (DDVP)	0.008mg/L 以下	26	ウラン	0.002mg/L 以下

【地下水】

	項目名	指針値		項目名	指針値
1	クロロホルム	0.06mg/L 以下	13	フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/L 以下
2	1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下	14	イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L 以下
3	p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下	15	クロルニトロフェン (CNP)	-----*
4	イソキサチオン	0.008mg/L 以下	16	トルエン	0.6mg/L 以下
5	ダイアジノン	0.005mg/L 以下	17	キシレン	0.4mg/L 以下
6	フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L 以下	18	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下
7	イソプロチオラン	0.04mg/L 以下	19	ニッケル	-----*
8	オキシン銅 (有機銅)	0.04mg/L 以下	20	モリブデン	0.07mg/L 以下
9	クロロタロニル (TPN)	0.05mg/L 以下	21	アンチモン	0.02mg/L 以下
10	プロピザミド	0.008mg/L 以下	22	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
11	E P N	0.006mg/L 以下	23	全マンガン	0.2mg/L 以下
12	ジクロルボス (DDVP)	0.008mg/L 以下	24	ウラン	0.002mg/L 以下

* (注) クロルニトロフェン (CNP) の指針値は、平成6年3月15日付環水管第43号で削除

ニッケルの指針値は、平成11年2月22日付け環水企第58号、環水管第49号で削除

○生活環境の保全に関する環境基準

(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号 最終改正 平成 25 年 3 月 27 日環境省告示第 30 号)

1 河 川

ア BOD 等

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当 水域 別に水域 類型ごとに 指定する水域
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以 下	25mg/L 以 下	7.5mg/L 以 上	50MPN 100mL 以 下	
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げる物	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以 下	25mg/L 以 下	7.5mg/L 以 上	1,000MPN 100mL 以 下	
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以 下	25mg/L 以 下	5mg/L 以 上	5,000MPN 100mL 以 下	
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以 下	50mg/L 以 下	5mg/L 以 上		
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以 下	100mg/L 以 下	2mg/L 以 上		
E	工業用水 3 級 環 境 保 全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以 下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以 上		
測 定 方 法		規格 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 21 に定める方法	告示付表 9 に掲げる方法	規格 32 に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	

備 考

- 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 4 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

試料 10mL、1mL、0.1mL、0.01mL……のように連続した 4段階（試料量 0.1mL 以下場合は 1mL に希釈して用いる。）を 5 本ずつ BGLB 酵酵管に移植し、35~37°C、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100mL 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 　　〃 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 　　〃 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 　　〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 　　〃 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 　　〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 　　〃 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限

イ 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値			該当水域 <small>別に水域類型ごとに指定する水域</small>
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベ ンゼンスルホン 酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	
測 定 方 法	JIS K0102 の 53 に掲げる方法	告示付表 11 に掲げ る方法	告示付表 12 に掲げ る方法		

備考

基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）

2 湖 沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

ア COD 等

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当水域 <small>別に水域類型ごとに指定する水域</small>
		水素イオン 濃 度 (pH)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以 下	1mg/L 以 下	7.5mg/L 以 上	50MPN 100mL 以 下	
A	水道 2 、 3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以 下	5mg/L 以 下	7.5mg/L 以 上	1,000MPN 100mL 以 下	
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以 下	15mg/L 以 下	5mg/L 以 上		
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以 下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以 上		
測 定 方 法	規格 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 17 に定める方法	告示付表 9 に掲げる方法	規格 32 に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法		最確数による定量法	

備考 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 　〃 2 、 3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 　〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
 　〃 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 　〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ 全窒素、全燐

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値		該当 水 域
		全 窒 素	全 燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下	
II	水道 1、2、3級 (特殊なものを除く。) 水産 1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下	
III	水道 3級 (特殊なもの) 及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
IV	水産 2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
V	水産 3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下	
測 定 方 法		規格 45.2、45.3、 45.4 又は 45.6 に定 める方法	規格 46.3 に定める 方法	

備 考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

- (注)
- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 - 2 水道 1級：ろ過等による簡単な浄水操作を行うもの
〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
 - 3 水産 1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用及び水産 2種及び水産 3種の水産生物用
〃 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3種の水産生物用
〃 3種：コイ、フナ等の水産生物用
 - 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値			該 当 水 域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベ ンゼンスルホン 酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	
測定方法		JIS K0102 の 53 に定める方法	告示付表 11 に掲げ る方法	告示付表 12 に掲げ る方法	

○水生生物の保全に関する要監視項目及び指針値 (河川及び湖沼)

(平成 15 年 11 月 5 日環水企発第 031105001 号・環水管発第 031105001 号)
(平成 25 年 3 月 27 日環水大水発第 1303272 号)

項 目	類 型	指 針 値	項 目	類 型	指 針 値
クロロホルム	生物 A	0.700 mg/L 以下	4-t-オクチル フェノール	生物 A	0.001 mg/L 以下
	生物特 A	0.006 mg/L 以下		生物特 A	0.0007 mg/L 以下
	生物 B	3.000 mg/L 以下		生物 B	0.004 mg/L 以下
	生物特 B	3.000 mg/L 以下		生物特 B	0.003 mg/L 以下
フェノール	生物 A	0.050 mg/L 以下	アニリン	生物 A	0.02 mg/L 以下
	生物特 A	0.010 mg/L 以下		生物特 A	0.02 mg/L 以下
	生物 B	0.080 mg/L 以下		生物 B	0.02 mg/L 以下
	生物特 B	0.01 mg/L 以下		生物特 B	0.02 mg/L 以下
ホルムアルデヒド	生物 A	1.000 mg/L 以下	2,4-ジクロロ フェノール	生物 A	0.03 mg/L 以下
	生物特 A	1.000 mg/L 以下		生物特 A	0.003 mg/L 以下
	生物 B	1.000 mg/L 以下		生物 B	0.03 mg/L 以下
	生物特 B	1.000 mg/L 以下		生物特 B	0.02 mg/L 以下

○水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況

1 河 川

ア BOD等

水系	水 域	該当類型	達成期間	指定の種類及び年 月 日
信濃川	信濃川上流 (1) (南佐久郡の湯川合流点より上流) (千曲川)	AA	イ	国 S47. 4. 6 (環告第 7 号)
	信濃川上流 (2) (南佐久郡の湯川合流点から大屋橋まで) (千曲川)	A	イ	〃
	信濃川上流 (3) (大屋橋から県境まで) (千曲川)	A	ロ	〃
	中津川上流 (穴藤ダムより上流)	AA	イ	国 S46. 5. 25 (閣議決定)
	犀川 (1) (島々谷川合流点より上流)	AA	イ	県 S47. 6. 19 (県告第 378 号)
	犀川 (2) (島々谷川合流点から奈良井川合流点まで)	A	イ	〃
	犀川 (3) (奈良井川合流点から下流)	A	ロ	〃
	依田川 (全域)	A	イ	県 S50. 5. 22 (県告第 281 号)
	奈良井川 (1) (今村橋より上流)	A	イ	〃
	奈良井川 (2) (今村橋より下流)	A	ロ	〃
	夜間瀬川 (全域) (角間川を含む。)	A	ロ	県 S52. 12. 19 (県告第 670 号)
	高瀬川 (1) (農具川合流点より上流)	AA	イ	〃
	高瀬川 (2) (農具川合流点より下流) (農具川を含む。)	A	イ	〃
	裾花川 (全域)	A	イ	県 S54. 3. 29 (県告第 264 号)
	神川 (全域)	A	イ	県 S55. 10. 9 (県告第 645 号)
	鳥居川 (全域)	A	イ	県 S57. 9. 30 (県告第 640 号)
	田川 (全域)	A	ロ	県 S59. 2. 6 (県告第 115 号)
	湯川 (全域)	A	イ	県 H6. 1. 24 (県告第 65 号)
	麻績川 (全域)	A	イ	〃
川	相木川 (全域) (南相木川を含む。)	AA	イ	県 H7. 2. 20 (県告第 128 号)
	樽川 (全域)	A	イ	〃
	鎖川 (全域)	A	イ	〃
	鹿曲川 (全域)	AA	ハ	県 H7. 12. 25 (県告第 951 号)
	浦野川 (全域) (産川を含む。)	A	ハ	〃
	穂高川 (全域)	AA	ハ	県 H8. 12. 9 (県告第 864 号)

水系	水 域	該当類型	達成期間	指定の種類及び年月日
天竜川	天竜川(1) (岡谷市と上伊那郡辰野町の境界から三峰川合流点まで)	B	口	国 S47. 4. 6 (環告第 7 号)
	天竜川(2) (三峰川合流点から宮ヶ瀬橋まで)	A	口	"
	天竜川(3) (宮ヶ瀬橋から早木戸川合流点まで)	A	イ	"
	天竜川(4) (早木戸川合流点から鹿島橋まで)	AA	イ	"
	小渋川 (全域)	AA	イ	県 S52. 3. 10 (県告第 130 号)
	松川(1) (妙琴橋より上流)	AA	イ	"
	松川(2) (妙琴橋より下流)	A	ハ	"
	三峰川 (全域)	A	イ	県 H6. 1. 24 (県告第 65 号)
	和知野川 (全域)(壳木川を含む。)	AA	イ	"
	阿智川(黒川を含む。) (全域)	AA	イ	県 H7. 2. 20 (県告第 128 号)
横川	横川川 (全域)	AA	ハ	県 H7. 12. 25 (県告第 951 号)
	遠山川 (全域)(上村川を含む。)	AA	イ	県 H10. 2. 5 (県告第 60 号)
	上川 (全域)	A	イ	国 S46. 5. 25 (閣議決定)
諫訪湖	砥川 (全域)	A	イ	"
	横河川 (全域)	A	イ	"
	天竜川 (釜口水門から岡谷市と辰野町の境界まで)	B	口	"
木曽川	宮川 (全域)	A	ハ	県 S54. 3. 29 (県告第 264 号)
	木曽川上流 (落合ダムより上流)	AA	イ	国 S45. 9. 1 (閣議決定)
矢作川	王滝川 (全域)(西野川を含む。)	AA	イ	県 H10. 2. 5 (県告第 60 号)
	矢作川 (全域)	AA	イ	県 H8. 12. 9 (県告第 864 号)
姫川	姫川(1) (姫川第3ダムより上流)	A	イ	県 S51. 4. 22 (県告第 262 号)
	姫川(2) (姫川第3ダムより下流)	AA	イ	"
富士川	富士川(1) (塩川合流点より上流)(釜無川)	AA	イ	国 S48. 3. 31 (環告第 21 号)

イ 水生生物保全項目（全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）

水系	水域	該当類型	達成期間	指定の種類及び年月日
信濃川	信濃川 (1) (長生橋より上流)	生物A	イ	国 H22. 9. 24 (環告第 46 号)
	中津川 (群馬県境から新潟県境まで)	生物A	イ	県 H24. 4. 5 (県告第 313 号)
	犀川 (1) (島々谷川合流点より上流)	生物特A	イ*	〃
	犀川 (2) (島々谷川合流点から奈良井川合流点まで)	生物A	イ	〃
	犀川 (3) (奈良井川合流点から下流)	生物A	イ	〃
	依田川 (全域)	生物A	イ	〃
	奈良井川 (1) (今村橋より上流)	生物特A	イ	〃
	奈良井川 (2) (今村橋より下流)	生物A	イ	〃
	夜間瀬川 (全域) (角間川を含む。)	生物A	イ	〃
	高瀬川 (1) (農具川合流点より上流)	生物A	イ	〃
	高瀬川 (2) (農具川合流点より下流)	生物A	イ	〃
	農具川 (全域)	生物特B	イ	〃
	裾花川 (全域)	生物特A	イ	〃
	神川 (全域)	生物A	イ	〃
	鳥居川 (全域)	生物A	イ	〃
	田川 (1) (水神橋より上流)	生物A	イ	〃
	田川 (2) (水神橋より下流)	生物B	イ	〃
	湯川 (全域)	生物特A	イ	〃
	麻績川 (全域)	生物特A	イ	〃
	相木川 (全域)	生物A	イ	〃
	南相木川 (全域)	生物特A	イ	〃
	樽川 (全域)	生物A	イ	〃
	鎖川 (全域)	生物A	イ	〃

水系	水域	該当類型	達成期間	指定の種類及び年月日
信濃川	鹿曲川 (全域)	生物A	イ	〃
	浦野川 (全域)	生物A	イ	〃
	産川 (全域)	生物B	イ	〃
	穂高川 (全域)	生物A	イ	〃
天竜川	天竜川上流 (鹿島橋より上流 (岡谷市と上伊那郡辰野町の境界まで))	生物A	イ	国 H21. 11. 30 (環告第 80 号)
	小渋川 (全域)	生物A	イ	県 H24. 4. 5 (県告第 313 号)
	松川 (全域)	生物A	イ	〃
	三峰川 (船形沢合流点より下流を除く。)	生物特A	イ	〃
	和知野川 (全域) (壳木川を含む。)	生物A	イ	〃
	阿智川 (全域) (黒川を含む。)	生物A	イ	〃
	横川川 (全域)	生物特A	イ	〃
	遠山川 (全域) (上村川を含む。)	生物A	イ	〃
諏訪湖	上川 (全域)	生物A	イ	〃
	砥川 (全域)	生物A	イ	〃
	横河川 (全域)	生物A	イ	〃
	天竜川 (釜口水門から岡谷市と辰野町の境界まで)	生物B	イ	〃
	宮川 (全域)	生物A	イ	〃
木曽川	木曽川 (1) (中濃大橋より上流 (味噌川ダム貯水池を除く。))	生物A	イ	国 H21. 11. 30 (環告第 80 号)
	王滝川 (濁川合流点からウグイ川合流点の間を除く。)	生物特A	イ	県 H24. 4. 5 (県告第 313 号)
	西野川 (全域)	生物A	イ	〃
矢作川	矢作川 (愛知県境より上流)	生物A	イ	〃
姫川	姫川 (新潟県境より上流)	生物A	イ	〃
富士川	富士川上流 (笛吹川合流点より上流) (釜無川)	生物A	イ	国 H21. 11. 30 (環告第 80 号)

※ (ただし、稲核ダムから島々谷川合流点までの区間は環境基準の全亜鉛の適用を除外する。)

2 湖 沼
ア COD等

水 域	該当類型	達成期間	指定の種類及び年月日
諏訪湖 (全 域)	A	ハ	国 S46. 5. 25 (閣議決定)
白樺湖 (全 域)	A	口	〃
蓼科湖 (全 域)	A	口	〃
猪名湖 (松原湖) (長湖、大月湖を含む) (全 域)	A	イ	県 S51. 5. 4 (県告第 280 号)
女神湖 (全 域)	A	イ	〃
みどり湖 (全 域)	A	イ	〃
美鈴湖 (全 域)	A	イ	〃
青木湖 (全 域)	AA	イ	〃
中綱湖 (全 域)	AA	口	〃
木崎湖 (全 域)	AA	口	〃
丸池 (琵琶池を含む) (全 域)	A	口	〃
大座法師池 (全 域)	A	イ	〃
野尻湖 (全 域)	AA	ハ	〃
味噌川ダム貯水池 (奥木曾湖) (全 域)	A	イ	国 H21. 3. 31 (環告第 14 号)

イ 窒素・燐

水 域	該当類型	達成期間	指定の種類及び年月日	備 考
諏訪湖 (全 域)	IV	ハ	県 S59. 4. 12 (県告第 350 号)	
青木湖 (全 域)	I	イ	県 S60. 3. 22 (県告第 250 号)	
中綱湖 (全 域)	II	ハ	〃	
木崎湖 (全 域)	II	ハ	〃	
野尻湖 (全 域)	I	ハ	県 H元. 4. 10 (県告第 319 号)	
味噌川ダム貯水池 (奥木曾湖) (全 域)	II	イ	国 H21. 3. 31 (環告第 14 号)	全窒素について当分の間適用しない。 全窒素の項目の基準値を除く。

ウ 水生生物保全項目（全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）

水 域	該当類型	達成期間	指定の種類及び年月日
諏訪湖（全域）	湖沼生物A	イ	県 H25. 2. 25 (県告第 72 号)
白樺湖（全域）	湖沼生物A	イ	〃
蓼科湖（全域）	湖沼生物A	イ	〃
猪名湖（長湖及び大月湖を含む全域（松原湖））	湖沼生物A	イ	〃
女神湖（全域）	湖沼生物A	イ	〃
みどり湖（全域）	湖沼生物B	イ	〃
美鈴湖（全域）	湖沼生物A	イ	〃
青木湖（全域）	湖沼生物A	イ	〃
中綱湖（全域）	湖沼生物A	イ	〃
木崎湖（全域）	湖沼生物A	イ	〃
丸池（琵琶池を含む全域）	湖沼生物A	イ	〃
大座法師池（全域）	湖沼生物B	イ	〃
野尻湖(1)（野尻湖(2)を除く。）	湖沼生物特B	イ	〃
野尻湖(2)（亀石の標柱と金山の標柱を結んだ線の北西側）	湖沼生物A	イ	〃
味噌川ダム貯水池（奥木曽湖）（全域）	湖沼生物A	イ	国 H21. 11. 30 (環告第 80 号)

(注) 達成期間の区分は次のとおりとする。

「イ」は直ちに達成

「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

○水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況図

